

代理店（副業）募集



マージャン普及にあなたの力をお貸してください



団体の概要

団体名	特定非営利活動法人 健康 麻将 全国会 (北京語ではマージャンが麻将。焼き鳥が麻雀)																		
所在地	東京都品川区西五反田2丁目4番2号 東海ビル 2階																		
代表者	理事長 金澤喜重 (カナザワ ヨシシゲ)																		
団体連絡先	電話	03-3495-1877	FAX 03-5434-9621																
設立年月	平成16年10月 内閣府認証	現在の活動地域	全国																
メールアドレス	info@npo-mahjong.com (本部)	ホームページ	https://www.npo-mahjong.com																
団体の目的	公共の設備を利用し健康マージャンに関する開催活動を行うことで、高齢化社会での健康づくり、仲間づくり、生き甲斐づくりに貢献し、いきいきと暮らせる地域社会の活性化に寄与することを目的とする。																		
主な事業内容	<p>1. マージャン教室開催支援事業 2. マージャンサークル支援事業 3. 地域指導員の認定活動</p> <p>2020年度(第17期)・2021年度(18期)はコロナ禍で公共施設の利用が出来ず、前年対比45.5%や54.0%の事業報告でしたが、2023年度予想は1億円程度の事業規模に復活すると予想</p> <div data-bbox="1386 662 2168 1036" data-label="Figure"> <p>NPO法人 健康麻将全国会事業規模</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業規模 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2023年度予想</td> <td>100,000,000</td> </tr> <tr> <td>2022年度</td> <td>72,482,790</td> </tr> <tr> <td>2021年度</td> <td>55,691,910</td> </tr> <tr> <td>2020年度</td> <td>46,892,718</td> </tr> <tr> <td>2019年度</td> <td>103,036,949</td> </tr> <tr> <td>2018年度</td> <td>102,570,449</td> </tr> <tr> <td>2017年度</td> <td>96,605,274</td> </tr> </tbody> </table> <p>コロナ禍で三年間苦戦</p> </div>			年度	事業規模 (円)	2023年度予想	100,000,000	2022年度	72,482,790	2021年度	55,691,910	2020年度	46,892,718	2019年度	103,036,949	2018年度	102,570,449	2017年度	96,605,274
年度	事業規模 (円)																		
2023年度予想	100,000,000																		
2022年度	72,482,790																		
2021年度	55,691,910																		
2020年度	46,892,718																		
2019年度	103,036,949																		
2018年度	102,570,449																		
2017年度	96,605,274																		
ビジョン	講師経験者の英知を結集し開発したカリキュラムと教材をもとに受講者に解りやすく楽しい健康マージャンを目指し「楽しい縁づくり」を日本中に広げ、無縁社会の回避を呼び掛け、より豊かな 生活環境の自己創造を提案 する。																		
現会員制度	<p>1. 正会員及び賛助会員 年会費 3,000円 (講師及びボランティアのみ) 2023年3月時点 290名</p> <p>3. 法人会員 年会費 20,000円 (公共施設利用の団体) 2023年3月時点 22団体</p>																		

代理店の必要性

1 代理店制度の目的 **行政とのコラボ成功率を上げるため**

過去にたくさんの地域指導員が誕生しましたが、健康マージャンを開催できた人はわずか。個人の力では行政は動かない

2 代理店に有利な契約 **当会の目的は各地に普及すること**

契約期間は半年と設定し、実施できない場合は解約可能。
また、独立し起業することも推奨。

3 豊富なコンテンツ利用 **独特な麻雀用具をすべて提供**

講義用動画提供、名刺、チラシ作成などの他、マグネット牌、またはA1サイズの布製シートなども貸与

健康マージャンで「100歳まで脳トレ」

特定非営利活動法人(NPO法人)
マージャン
健康麻将全国会

代理店 **麻将 太郎**
Mahjong Tarō

〒141-0031 東京都品川区西五反田2-4-2 東海ビル2F
TEL 03-3495-1877 FAX 03-5434-9621
Mail info@npo-mahjong.com HP https://npo-mahjong.com

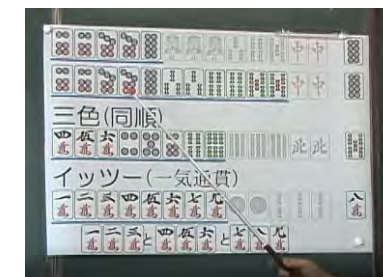
☎090-0000-8141 📧 taro.m@npo-mahjong.com



当会の一員として活動



代理店用チラシ作成



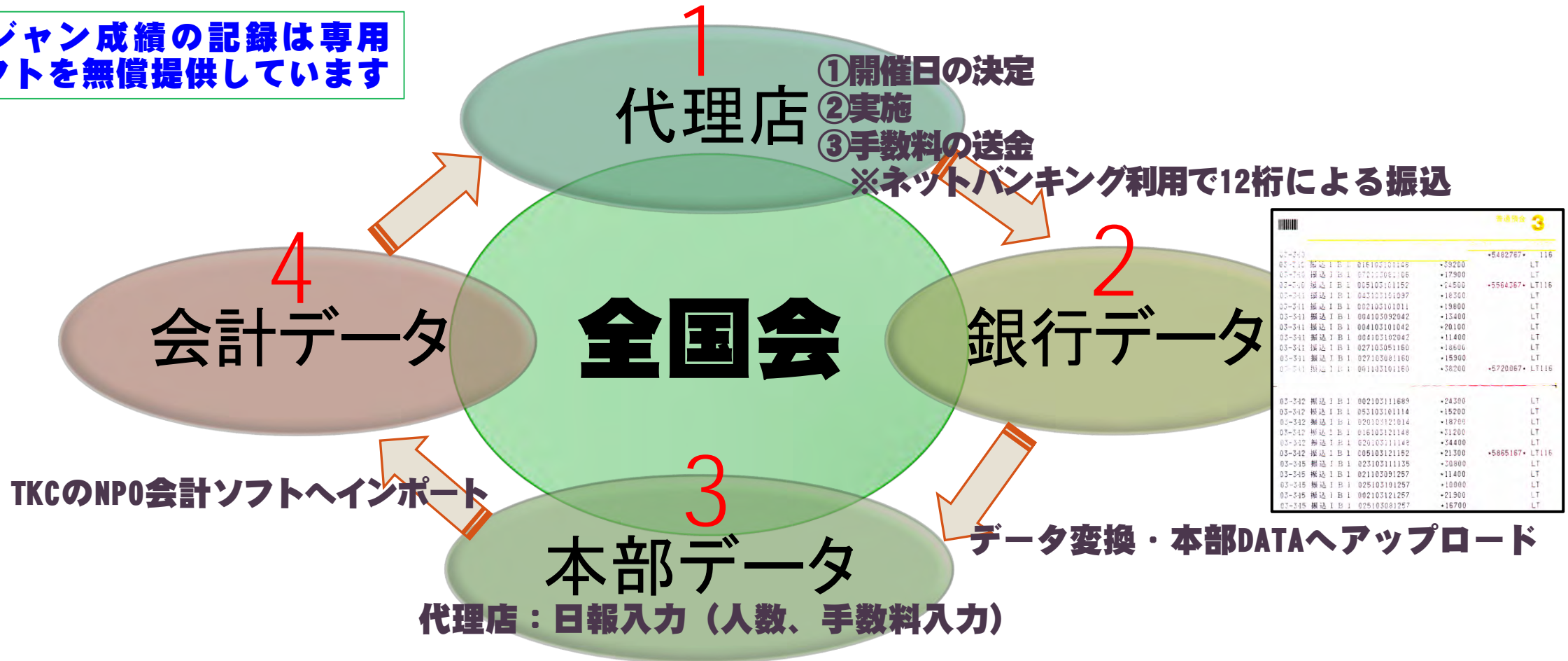
マグネット牌や布シート



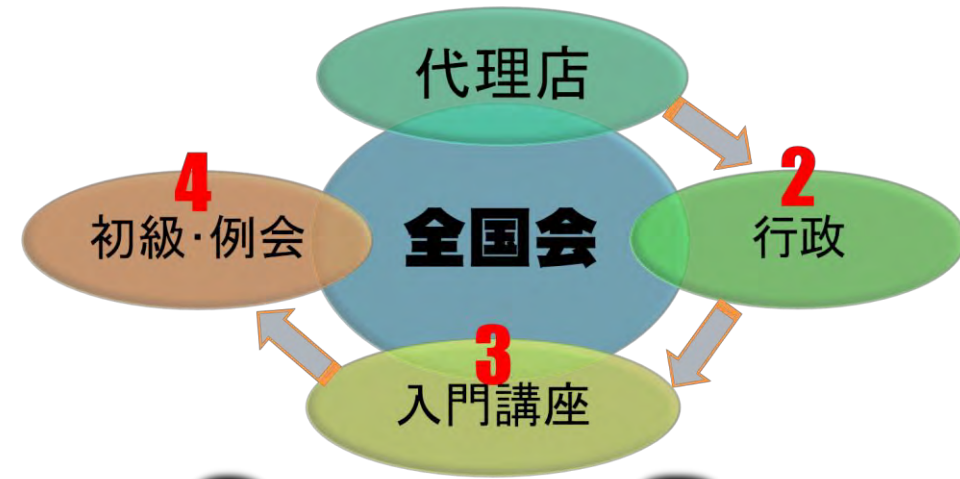
指導員講座(ネット研修)

当会はデジタル化で**代理店**による全国展開が可能に

マージャン成績の記録は専用のソフトを無償提供しています



代理店は全てのコンテンツを無料で利用する事が可能



1 学ぶ・遊ぶコンテンツの優位性



実績、教本、講義
動画、成績集計
各種イベントなど

2 デジタル化により全国展開

どんな小さな町内会でも代理店制度により同一な活動が可能

3 行政側のフレイル予防は拡大

行政はマージャンの委託先選定で安心・安全を優先する

代理店(副業)制度の内容

健康マーシャンで「100歳まで脳トレ」



特定非営利活動法人(NPO法人)
マーシャン
健康麻将全国会
代理店 麻将 太郎
Mahjong Taro

〒141-0031 東京都品川区西五反田2-4-2 東海ビル2F
TEL 03-3495-1877 FAX 03-5434-9621
Mail info@npo-mahjong.com HP https://npo-mahjong.com



☎090-0000-8141 📧 taro.m@npo-mahjong.com

1

手数料
27.5%
(収益額)

手数料
(別紙参照)

2

エリア
行政広報
(活動優先)

自治体の広
報配布エリア
(活動優先)

3

普及戦略
自由展開

行政施設・商店
街・町内会等自
由展開

4

支援策
全てのコ
ンテンツ

MAILアドレス
名刺提供
チラシ・印刷

5

資源提供
用具・資材

マグネット牌
や布シート等
貸与

代理店収入案

参加費：1000円程度/お一人

※会場費、人件費は代理店負担

代理店が受け取る受講料

受講料	全国会 手数料	開催目安(4.5週)	会場(4.5週)	人件費(4.5週)	経費/月	受講料目安(受講料予想)
5万円未満	27.5%	週1開催約3卓程度	2,000×4.5	2,000×4.5	18,000	23,200円(5万)
5万円以上	27.5%	週1開催約6卓程度	2,000×4.5	2,000×4.5	18,000	58,000円(10万)
10万円以上	27.5%	週1開催約8卓程度	3,000×4.5	3,000×4.5	27,000	89,175円(15万)
15万円以上	27.5%	週2開催約6卓程度	2,000×9	2,000×9	36,000	118,900円(20万)
20万円以上	27.5%	週2開催約8卓程度	3,000×9	3,000×9	54,000	142,100円(25万)

代理店契約概要

- 契約内容 代理店契約書(別紙) 半年更新 解約通知は2か月
- 業務内容 業務確認書(別紙)に詳細を記載
- 保証金 保証金18万円+2万円(事務手数料) 解約時は保証金償却なしで債務を控除した残金を返金
- 購入品 開催決定時には生徒への販売品の購入が必要
入門編や初級編(1500円×10冊単位で送料別)
生徒への販売は定価2000円
- 業務エリア 自治体範囲で10万人/1代理店(当会直営活動地域以外)

代理店始動スケジュール

- ①指導員養成講座受講 ●マーじゃん講師資格の取得(最低1名)
- ②代理店制度説明と契約 ●代理店申込書による契約
- ③該当自治体へアプローチ ●本部から統一資料でアプローチ
- ④自治体と事業計画立案 ●自治体と代理店で事業計画立案
- ⑤ボランティア人材の確保 ●シルバー人材センター等で人材確保

代理店契約書

代理店制度の目的は、居住地で行政とのコラボ成功率を上げるための制度であり、契約内容が当会に有利になるようなことはありません。但し契約である以上、契約は顧問弁護士に依頼しています

代理店契約書

特定非営利活動法人 健康麻将全国会(以下「甲」という)と 代理店名(以下「乙」といいます)とは、下記の各条項を確認のうえ合意し、本契約を締結する。

第1条(目的)

甲は乙を、甲の主催事業および受託事業(以下「本事業」という)の代理店として指名し、乙は甲の代理店として、本事業を継続的に行うものとする。

第2条(代理店の表示)

乙は甲の代理店であることを表示する。乙の標識は、甲より乙に本契約期間中貸与するものとし、甲の費用負担において設置する。

第3条(手数料)

乙は手数料を業務確認書(別紙)に記載された内容に基づき、第4条(作業義務)に従い、甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。

第4条(作業義務)

乙は、甲のホームページから、業務確認書(別紙)に定められた内容を入力し、作業を完成させるものとする。

1. 予約:本事業の開催日、開催時間、施設情報、部屋利用額を予約する。
2. 入金:本事業の実施日から3日以内に甲の所定銀行口座に手数料(税込)を入金する。振込手数料は乙が負担する。
3. 日報:本事業の実施日から7日以内に業務確認書(別紙)に基づき日報業務を行う。

第5条(事業範囲)

1. 乙の事業範囲は、業務確認書(別紙)の記載による。なお、業務確認書(別紙)に記載する会場は1会場以上とし、未開催の場合は事務手数料として、未開催会場毎に甲へ月額 2000 円を支払うものとする。
2. 前項に定める乙の事業範囲を変更する場合は、甲乙間で協議の上、書面で定める。
3. 乙は本事業で販売が必要な教材等は、業務確認書(別紙)に定められた数量を予め購入する。
4. 乙は業務確認書(別紙)等で別途定められた経費以外を、全額負担する。
5. 乙が事業範囲で活動できないときは、代理店の資格を失うことがある。
6. 本事業の目標額は、契約時及び有効期間延長時毎に甲乙協議のうえ改訂する。

第6条(第三者の知的財産権の侵害)

本事業に関して、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等(以下「知的財産権等」という)にすむ紛争が生じたときは、甲がその責任と費用負担において問題の解決にあたるものとする。

第7条(保証金等)

乙は、本契約による債務及び損害賠償の保証として保証金 180,000 円を甲に預託し、また、事務手数料として 20,000 円を支払うものとする。なお、保証金には利息は付かない。甲は、本契約終了後、30 日以内に、当該保証金 180,000 円から乙の甲に対する債務を控除した残金を乙に返還する。

第8条(秘密保持)

乙は、本契約に関連して知り得た甲の活動上、技術上、その他一切の秘密を、本契約の有効期間中はもちろん、その終了後においても3年間は第三者に漏洩してはならない。

第9条(譲渡の禁止)

乙は、本契約上の地位または本契約に基づく一切の権利もしくは義務を、甲の書面による事前の同意なく第三者に譲渡しまたは担保の目的に供してはならない。

第10条(契約解除)

乙に次の各項の一に該当する事由が生じたときは、甲は何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。また乙において次の各号の一に該当したときは、本契約により甲に対して負担する一切の債務について、直ちに債務全額を支払うものとする。

1. 本契約または個別契約の条項に違反したとき。
2. 銀行取引停止処分を受けたとき。

3. 第三者から強制執行を受けたとき。
4. 破産、民事再生、又は会社更生等の申立てを受けたとき。

第11条(事業会場外での業務)

1. 乙が、既存の場所とは別途、新たな場所において出店する場合、本契約と同条件とする。もつとも、第7条記載の保証金の預託及び事務手数料の別途の支払いは不要とする一方、新たな場所での出店、運営等に必要な設備、備品等の費用は乙が負担するものとする。
2. 乙は、甲の代理店としてではなく、業務確認書(別紙)に記載の無い他施設での類似事業は、事前に甲と協議し、書面より合意した場合のみ、当該事業を実施することはできる。

第12条(受講者への勧誘等の禁止)

乙は受講者を、競合する同業他社の事業、または乙自身が経営、所属する教室、団体等に、甲の許諾なく勧誘・紹介してはならない。また、物品等の販売や各種行事、国内外のツアー等への勧誘を甲の許諾なく勧誘してはならない。乙が本条に反して甲に損害を与えた場合、乙は甲に対し賠償責任を負う。

第13条(不可抗力免責)

天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、輸送機関・通信回線の事故、その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

第14条(個人情報の保護)

甲、乙ともに「個人情報保護に関する法律」の趣旨を踏まえ、受講者に関する個人情報(他の情報と照合して特定の個人を識別できる情報を含む)の保護について、以下の通り定めるものとする。

1. (対象となる個人情報)
本件個人情報は、乙の契約書に記載する項目と、受講者が受講申込書に記載する項目の全てとする。
2. (甲の利用と責務)
甲は乙の個人情報及び受講者が受講申込書に記載する項目の全てについて、運営・管理に利用し、第三者に遺漏、流出のないよう適性に取り扱うものとする。
3. (乙の利用と責務)
乙は本事業で知りえた受講者の個人情報について、本事業でのみ管理、運営に限り利用する。また第三者に遺漏、流出のないよう乙自身の情報機器に一切保管しない。

第15条(有効期間)

本契約は、調印の日より6か月間効力を有するものとする。ただし、期間満了2か月前までに、甲乙いずれからも別段の申し出がないときは、さらに6か月間延長するものとし、以後も同様とする。

第16条(契約終了時の措置)

本契約が終了したときは、乙は直ちに甲の代理店である旨の表示を中止するものとし、以後、甲の代理店である旨を表示してはならない。

第17条(合意管轄)

本契約上の紛争については、甲の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

以上本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、署名捺印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 住 所 東京都品川区西五反田二丁目4番2号 東海ビル2階
団体名 特定非営利活動法人 健康麻将全国会
代表理事 金 澤 喜 重 印

(乙) 住 所 ↓
会社名 ↓

氏 名

印

代理店活動スケジュール

※実施予定日までに半年は必要とお考えください

1. 契約後、当会から当該自治体へ代理店と相談し、郵送でアプローチ
高齡福祉課、公共施設(指定管理者)、社会福祉協議会等
2. 代理店が郵送先へアポイントメント
3. 自治体と当会(代理店)で教室事業計画を立案(施設・時期等)
4. ボランティア確保し本部へ登録。最低3名